市川市公告第 272 号

下記の書類は、その送達を受けるべき者の住所が明らかでないため、送達することができませんので地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）第 20 条の 2 第 1 項及び市川市税条例（昭和 29 年条例第 12 号）第 18 条の規定に基づき公告します。

なお、同書類は納税・債権管理課で保管していますから、来庁のうえ受領してください。

令和 8 年 11 月 9 日

市川市長　田中　甲

1　送達を受けるべき者の氏名又は名称
古内　友和

2　送達すべき書類を特定するために必要な情報
20261105-144

＜注意＞
上記書類があなたの手もとに届かなくても、地方税法第２０条の２第３項の規定に基づき、公示送達の掲示がなされた日から７日を経過したときは、書類の送達があったものとみなされます。

市川市公告第 273 号

下記の書類は、その送達を受けるべき者の住所が明らかでないため、送達することができませんので地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）第 20 条の 2 第 1 項及び市川市税条例（昭和 29 年条例第 12 号）第 18 条の規定に基づき公告します。

なお、同書類は納税・債権管理課で保管していますから、来庁のうえ受領してください。

令和 8 年 11 月 9 日

市川市長　田中　甲

1　送達を受けるべき者の氏名又は名称
齋藤　達也

2　送達すべき書類を特定するために必要な情報
20261104-0142

＜注意＞
上記書類があなたの手もとに届かなくても、地方税法第２０条の２第３項の規定に基づき、公示送達の掲示がなされた日から７日を経過したときは、書類の送達があったものとみなされます。